

権利擁護センター

ほっとサポートねりま

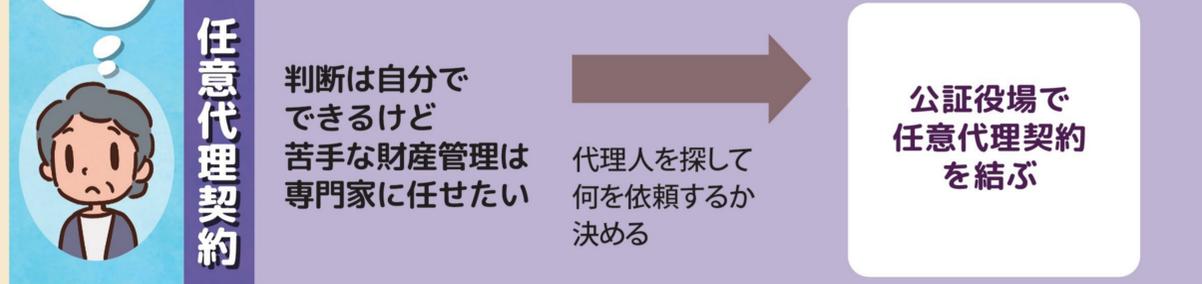
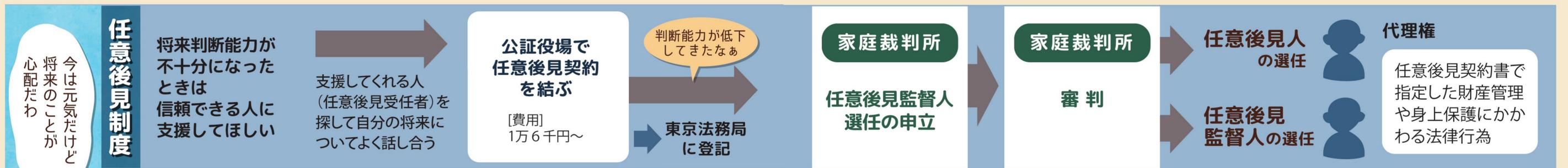
地域で安心して生活していくために…



社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会

成年後見制度

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などにより、自分で十分な判断ができない人のために、成年後見人等を選任して本人の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度です。選ばれた成年後見人等は、本人の意思を尊重し、心身の健康に配慮しながら必要な代理行為等をおこない、安心して暮らせるように支援をします。



成年後見制度や任意代理契約は本人が死亡した時点で終了し、その効力は失われます。本人の死亡した後の入院費の精算や葬儀、納骨について、あるいは遺産の相続についてなど自分の思いを残すためには何が必要なのでしょうか。

遺言書の作成
 ●自筆証書遺言
 ●公正証書遺言 など

死後の事務の委任契約
 公証役場で死後の事務の委任契約を結ぶ



①判断能力: 売買や贈与等をする際に、その行為が自分にとって有利なのか、適正なのか等を考えるのに必要な能力。
 ②4親等内の親族等: 4親等内の血族、3親等内の姻族。
 ③代理権: 後見人等が本人に代わって(本人を代理して)本人のために特定の法律行為をおこなう権限。
 ④同意権: 本人が重要な法律行為をおこなう際に、その内容が本人に不利益でないかを検討し、問題がない場合に了承する権限。
 ⑤取消権: 本人が成年後見人等の同意を得ずにおこなった重要な法律行為を、無効なものとして取り消す権限。

⑥重要な法律行為: 不動産やその他の重要な財産に関する権利の取得・喪失を目的とする行為など民法13条1項に定められた行為。
 (注) 成年後見人等には、家庭裁判所が監督人となりますが、家庭裁判所が直接監督をせず、専門職の監督人を選任する場合があります。

ほっとサポートねりまの事業案内

物忘れや認知症状のある高齢者や障害のある方が、
住み慣れた地域において安心して生活が続けられるよう、
お手伝いをします。お気軽にご相談ください。



一般相談 無料

- 福祉サービスの利用援助等に関する相談
- 成年後見制度に関する相談

月曜～金曜日 9時～17時 予約優先

随時ほっとサポートねりまの職員が対応します

成年後見制度の利用推進

① 専門相談

成年後見制度利用に関する相談を中心に、
相続や遺言等について、司法書士が個別の相談に対応します。
原則、第1水曜日午後【予約制】

② 周知普及

地域の関係機関や団体と協力して、
定期的に相談会や講演会、勉強会等を開催しています。

③ 後見人支援

親族で成年後見人等になる予定の方や
受任中の方が安心して後見業務を行えるように、
相談支援を行っています。

④ 市民後見人養成・支援

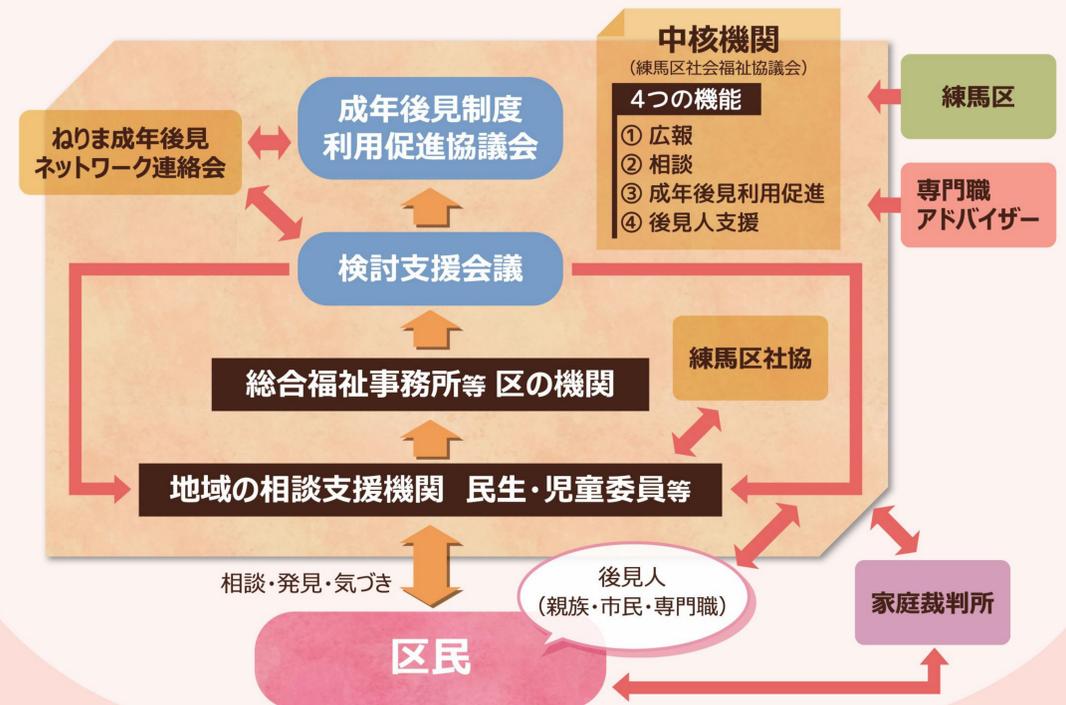
成年後見制度による支援が必要な方が利用できるよう、
親族でも専門職でもない後見人として「市民後見人」の
養成と活動の支援を行っています。

⑤ 法人後見の受任

練馬区社会福祉協議会が法人として、成年後見人等の受任をします。
受任には、支援できる親族がない等の要件がありますので、
詳しくはお問い合わせください。

地域連携 ネットワーク

練馬区の中核機関として関係機関や
住民のみなさんと連携して、必要な方が
権利擁護の支援を受けられるよう
「権利擁護の地域連携ネットワーク」
の構築に取り組んでいます。



地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

こんなお困りごと
ありませんか

通帳や印鑑をなくして
しまう心配がある…

どんな福祉サービスが
使えるのかしら…



物忘れや認知症状がある高齢者や障害のある方が、適切な福祉サービスを選択し利用するための手続きや支払い、通帳や年金証書などの重要な書類をお預かりするなど、地域で安心して生活するためのお手伝いを行います。

公共料金の支払いを
忘れてしまうことがある…

支援の内容

利用料金

① 福祉サービス利用援助

福祉サービス利用についての情報提供・助言、利用にあたっての手続きや利用料支払いの支援、苦情解決制度の利用援助 など

1回1時間まで 1,000 円

② 日常的金銭管理サービス

（①の利用が前提となります）

年金・福祉手当の受領手続、公共料金・医療費・家賃などの支払い、日常生活に必要な預金の払い戻し、預け入れなどの援助、日常的に使用する通帳の預かり など

② 日常的金銭管理サービスで、通帳をお預かりする場合には、1回1時間まで 1,500 円

（ 1 時間を超えた場合は
30 分までごとに
500 円ずつ加算 ）

③ 書類預かりサービス

（①の利用が前提となります）

年金証書、定期預金などの通帳、銀行印、実印、権利証、契約書類、保険証書 など
（金融機関の貸金庫に保管）

1 か月につき 500 円

財産保全・手続き代行サービス

身体障害や病気などのために、財産の保管や預金の払戻し、各種手続きをご自分で行うことが難しい方が対象です。

支援内容

利用料金

① 財産保全サービス

年金証書、定期預金などの通帳、銀行印、実印、権利証、契約書類、保険証書 など
（金融機関の貸金庫に保管）

1 か月につき 500 円

② 手続き代行サービス

年金・福祉手当の受領手続、公共料金・医療費・家賃などの支払い、日常生活に必要な預金の払い戻し、預け入れなどの援助 など

1 回 1 時間まで 1,000 円

※ 日常的に使用する通帳をお預かりする場合には、1回1時間まで1,500円

（ 1 時間を超えた場合は
30 分までごとに
500 円ずつ加算 ）

ご利用までの流れ



相談受付

※ご本人以外からの相談の場合、ご本人の利用意思をご確認ください

専門員による訪問（複数回）

面談・調査・調整など

支援計画作成

ご本人と契約締結

支援計画に基づく定期支援（有料）

※専門員と地域住民でもある生活支援員が連携してお手伝いします

練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター

ほっとサポートねりま

<https://www.neri-shakyo.com/>

住所 〒176-0012
練馬区豊玉北 5-14-6
新練馬ビル5階

TEL 03-5912-4022

FAX 03-3994-1224



相談受付時間

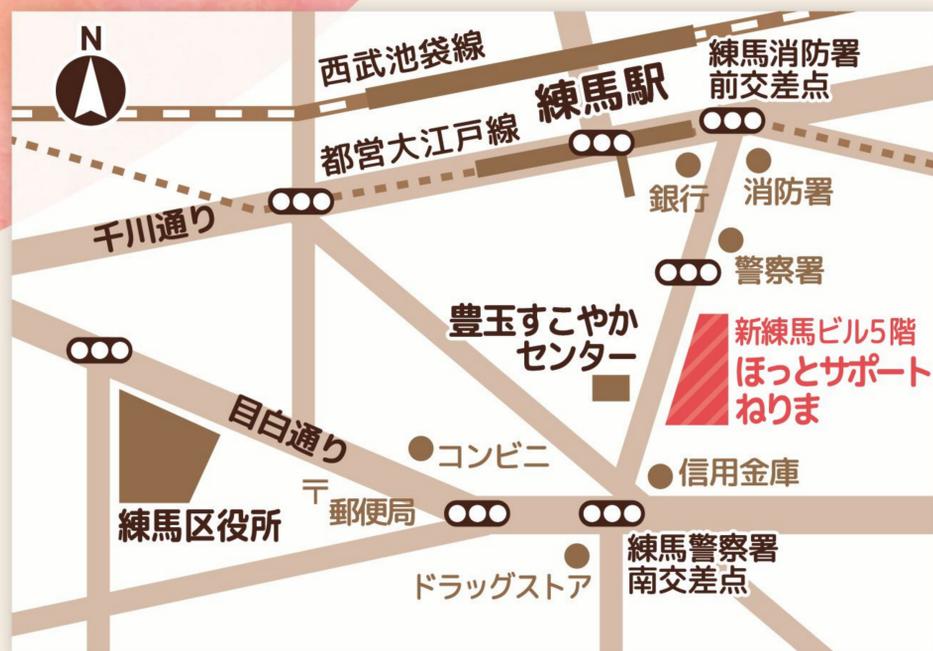
月曜日～金曜日

9:00～17:00

(祝祭日・年末年始を除く)

練馬区社会福祉協議会とは…

社会福祉法に基づき、地域福祉を推進する民間の社会福祉法人です。住民の方々や関係機関の参加・協力のもと、人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した、さまざまな活動を行っています。



成年後見制度に関する関係機関

法定後見制度問い合わせ・相談窓口（ご本人の住民票が23区内の方）

東京家庭裁判所「後見センター」 **03-3502-8311**

成年後見登記について

東京法務局民事行政部後見登録課 **03-5213-1360**

成年後見制度の利用・成年後見人の紹介・相談窓口

東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会
「高齢者・障害者のための電話相談」 **03-3581-9110**

東京弁護士会高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」 **03-3581-2201**

第一東京弁護士会成年後見センター「しんらい」 **03-3595-8575**

第二東京弁護士会高齢者・障害者財産管理センター「ゆとり～な」 **03-3581-2250**

(公社)成年後見センター・リーガルサポート東京支部(司法書士会) **03-3353-8191**

(公社)東京社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあとなあ東京」 **03-5944-8680**

任意後見制度問い合わせ窓口

練馬公証役場 **03-3991-4871**

日本公証人連合会 **03-3502-8050**